

大阪狭山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の内閣府令で定める規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令の規定の例による。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。